

廿日市市公共施設アダプト制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する道路、公園等の公共施設について、市民と市との協働による維持管理（以下「アダプト活動」という。）を推進し、もってボランティア活動の活性化並びに公共施設に関する環境及びその機能の維持向上を図ることを目的とする。

(アダプト活動の対象者)

第2条 アダプト活動を行うことができる者は、公共施設において清掃、緑化作業等のボランティア活動を行う意欲を有し、かつ遂行できる5名以上の団体、グループ又は企業及びその従業員とする。

(アダプト活動の対象施設)

第3条 アダプト活動の対象となる公共施設は、市が管理する道路、河川、公園（街区公園は除く。）及び広場で、原則として1団体につき1施設とする。ただし、アダプト団体が複数の公共施設でアダプト活動を行うことができると市長が認めた場合は、この限りでない。

(アダプト団体の活動)

第4条 アダプト団体の活動内容は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 空き缶、ごみ等の収集
- (2) 除草及び低樹木の刈り込み等
- (3) 情報の提供
- (4) その他環境美化等に関して必要な活動
- (5) 公共施設の簡易な修繕

(アダプト団体の認定、協定の締結等)

第5条 アダプト活動を希望する者は、市長に廿日市市公共施設アダプト制度認定申込書（別記様式第1号。以下「認定申込書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定申込書を受理したときは、必要に応じ関係各課の意見を聴取した上で内容を審査し、適当であると判断したときは、アダプト団体として認定するものとする。

3 市長は、アダプト団体を認定するときは、アダプト団体と廿日市市公共施設アダプト制度に関する協定書（別記様式第2号。以下「協定」という。）を締結するものとする。

4 市長は、前項の規定により協定を締結したときは、アダプト団体に廿日市市公共施設アダプト活動団体認定書（別記様式第3号）を交付する。

5 アダプト団体は、認定申込書及び協定の内容を変更しようとするときは、当該事項を記載した廿日市市公共施設アダプト制度変更申込書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

6 市長は、前項の規定による変更申込書を受理した場合において、当該変更を承認したときは、廿日市市公共施設アダプト制度変更承認書（別記様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

(実施報告書)

第6条 アダプト団体は、毎年3月10日までに廿日市市公共施設アダプト活動実施報告書（別記様式第5号）により当該年度分のアダプト活動の実施内容を市長に報告しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、期限を延長することができる。

(協定の解消)

第7条 アダプト団体は、協定の解消を希望するときは、廿日市市公共施設アダプト制度解消届（別記様式第6号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による解消届を受理したとき、又はアダプト団体が協定の各条に規定する義務を果たしていないと認められるとき、若しくはアダプト団体としてふさわしくないと認めら

れるときは、廿日市市公共施設アダプト制度解消通知（別記様式第7号）により、協定を解消することができる。

（構造物等の原状回復）

第8条 アダプト団体は、前条の規定により協定を解消したときは、アダプト活動で設置した植樹帯等の構造物を必要に応じて原状に復さなければならない。

2 市長は、前条の規定により協定を解消したときは、第10条の規定により設置した表示板を撤去するものとする。

（市の支援）

第9条 市長は、第4条に規定するアダプト団体の活動に対し、次に掲げる支援を予算の範囲内で行うものとする。

- （1） アダプト活動に必要な資材等の購入費補助等
- （2） アダプト活動で回収したゴミの処理（ゴミ袋の提供を含む。）
- （3） アダプト活動の表示板の設置
- （4） ボランティア保険（廿日市市地域貢献活動保険制度の適用。ただし、企業及びその従業員を除く。）
- （5） その他必要な事項

（表示板の設置）

第10条 市長は、アダプト団体から希望があったときは、アダプト団体の名称等を記載した表示板を対象区域又は区間内の管理上支障のない位置に設置するものとする。ただし、設置時期は協定締結の日から1年経過した日以後とする。

（事故の報告）

第11条 アダプト団体は、アダプト活動中に事故が発生した場合は、遅滞なく事故発生報告書（別記様式第8号）を市長に提出するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の廿日市市公共施設アダプト制度実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。